

## 阿南市要綱第2号

### 阿南市イメージアップキャラクター「あななん」

#### 使用要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市イメージアップキャラクター「あななん」(以下「あななん」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、阿南市のデザイン的シンボルとして、本市が定めたあななんの基本デザインのことをいう。

##### (使用の目的及び範囲)

第3条 キャラクターは、本市に関する情報を市内外に広く宣伝し、イメージアップを図るため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品、その他の物品等に使用できるものとする。

##### (使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、阿南市イメージアップキャラクター使用承認申請書(様式第1号。以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、阿南市が使用する場合については、この限りではない。

##### (使用承認)

第5条 市長は、使用承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、阿南市イメージアップキャラクター使用承認(非承認)通知書(様式第2号)により、その諾否を申請者に通知するものとする。

2 使用承認期間は最長2年間とする。ただし、更新を妨げない。

3 市長は、キャラクター使用を承認する場合において、原則

として次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用承認を受けた目的に反してキャラクターを使用してはならないこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変をしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 阿南市イメージアップキャラクター「あななん」との表記を付すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるほか、市長が必要と認める条件  
(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の責務及び責任)

第7条 第5条の規定によりキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを使用した物品等の完成品を提出しなければならない。ただし、その提出が困難である場合には、写真の提出をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合には、当該使用者の責任において、その損害を負担し、又はその賠償の責めを負わなければならない。

(使用承認の取消等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認の取消し、使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第3項各号の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がキャラクター使用の継続を適切でないと判断したとき。

2 前項の規定に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が第三者に損害を与えることとなった場合においては、使用者がその損害を負担し、又は賠償の責めを負うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。